

第5回
千葉市特別職報酬等審議会
会議次第

日時 平成24年10月19日(金)
午前10時00分
場所 千葉市議会棟3階 第3委員会室

1 開 会

2 審 議

- (1) 第3回、第4回議事録について
- (2) 報酬のあり方について
- (3) 答申案について

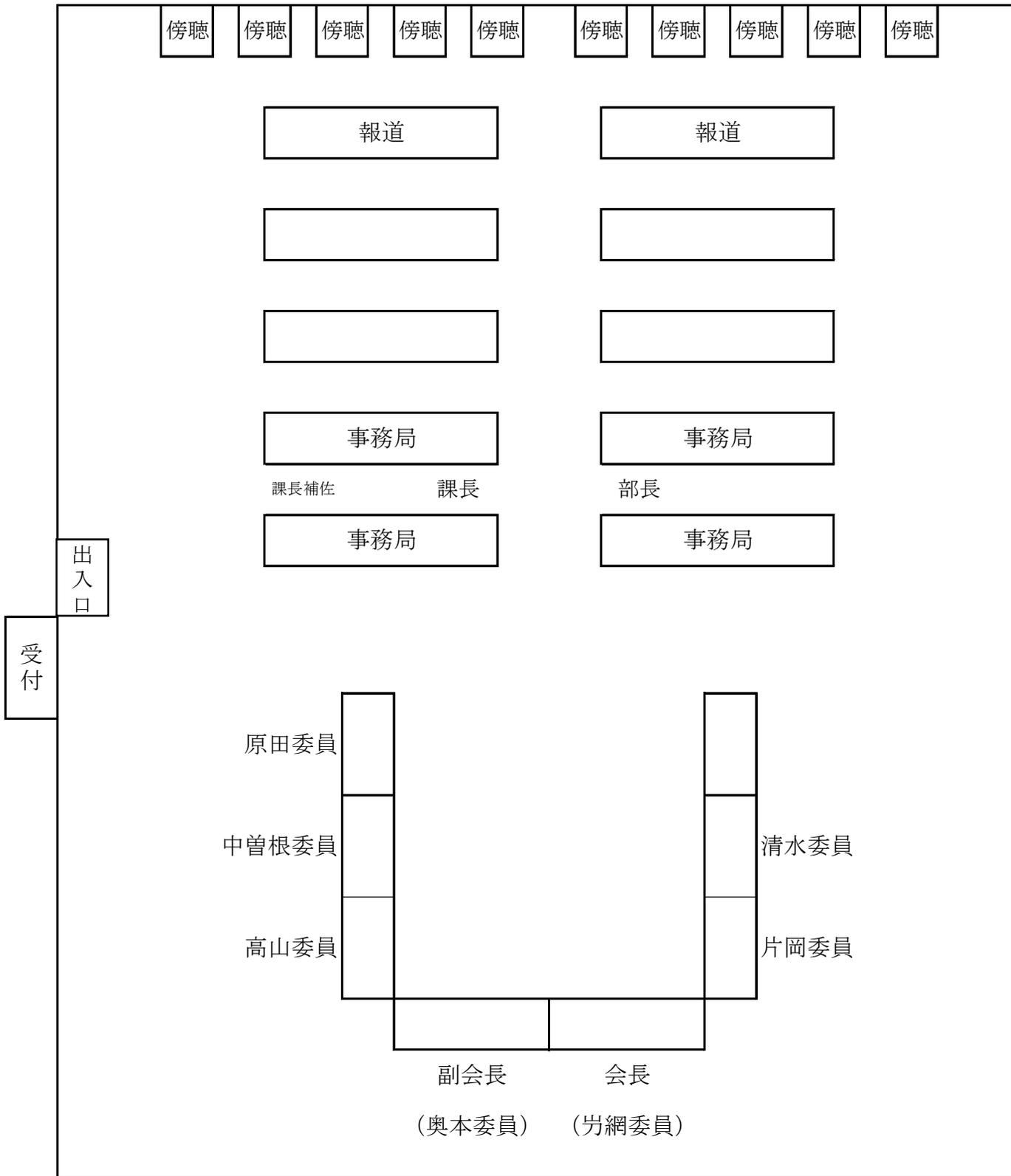
3 閉 会

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

役 職 名	氏 名
千葉大学大学院 教授	奥本 佳伸
日本公認会計士協会 千葉県会 公認会計士	片岡 知彦
連合千葉中央地域協議会 事務局長	齋藤 政洋
千葉県中小企業団体中央会 会長	坂戸 誠一
千葉県弁護士会 弁護士	清水 佐和
株式会社 千葉日報社 常務取締役	高山 恒徳
國學院大學法科大学院 教授	中曽根 玲子
千葉商工会議所 副会頭	岩網 敏雄
千葉市町内自治会連絡協議会 副会長	原田 雅男
千葉市女性団体連絡会 副会長	細谷 久美子

※ 五十音順で記載

第5回 特別職報酬等審議会 席次表



第5回

千葉市特別職報酬等審議会

資料

平成24年10月19日

千葉市

目 次

	ページ
1 審議経過の論点整理	1
2 日額等としている政令市の活動状況	2
(1) 活動の分類	2
(2) 活動の分類 (1) から (4) の回数	2
(3) 活動の分類 (3) (4) の内訳	2 ~ 3
3 監査委員または農業委員会を月額とした政令市の改正状況	4
(再掲) 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表	5

1 審議経過の論点整理

(1) 第4回審議会までに決定した事項

ア 報酬制度

教育委員、市・区選挙管理委員及び人事委員は、日額が適当である。

監査委員及び農業委員は月額を維持することが適当である。

イ 日額報酬の支給対象とする業務

日額報酬の支給対象とする業務については、定例会、定例会以外の会議、視察等の行政委員としての公式行事は支給対象とする。

(2) 第4回審議会にて継続審議となった事項

ア 報酬額

(ア) 日額の算定根拠をどのように考えるか。

(イ) 定例会などに伴う事前説明・協議などの公式行事以外の活動については、日額の報酬額に上乗せして支給するか。

(ウ) 月額について、日額の議論を踏まえ、どのように考えるか。

2 日額等としている政令市の活動状況

(1) 活動の分類

- (1) 委員会(定例会・臨時会)
- (2) 委員会以外の会議、視察等の公式行事
(研修、式典への参加等、委員として参加するものに限る)
- (3) 上記(1)、(2)以外の活動
(審議にあたっての事前説明、相談、意見聴取や審議後の説明など)
- (4) 上記(1)、(2)、(3)以外の活動
(電話やメールでの打ち合わせ、単なる日程調整など)

(2) 活動の分類(1)から(4)の回数

	人数	活動回数(1人当たり)				
		活動の分類				計 (1)~(3)
		(1)	(2)	(3)	(4)	
政令市の合計		1,015	821	96	14	1,932
活動の割合		52.5%	42.5%	5.0%		100.0%

(3) 活動の分類(3)(4)の内訳

	人数	(3) 委員会(定例会・臨時会) や、委員会以外の会議、視 察等の公式行事以外の活動		(4) (1)(2)(3)以外の活動		(3)(4) 合計 (1人当たり)	主な活動内容
		計 (1人当たり)	計 (1人当たり)	報酬を支給 した回数			
計		96	14	0		110	
札幌市 (H23. 1. 1)							
市選管	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	3	0	0	0	0	
新潟市 (H24. 4. 1) ※H24.4月~8月の実績を基に、1年分を推計して掲載。							
教育	委員長	1	2.4	0	0	2.4	
	委員	4	4.2	0	0	4.2	定例会付議事件の事前説明
市選管	委員長	1	2.4	0	0	2.4	
	委員	3	0	0	0	0	
人事	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	2	0	0	0	0	
監査	識見	1	9.6	0	0	9.6	
	議選	2	9.6	0	0	9.6	
相模原市 (H23. 4. 1)							
教育	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	3	0	0	0	0	
市選管	委員長	1	0	5	0	5	期日前投票の状況(速報)FAX連絡
	委員	3	0	4	0	4	期日前投票の状況(速報)FAX連絡
人事	委員長	1	4	5	0	9	(3)定例会審議内容の事前説明(4)日程調整
	委員	2	0	0	0	0	
浜松市 (H22. 4. 1)							
教育	委員長	1	1	0	0	1	教科書採択に関する勉強会
	委員	3	1	0	0	1	教科書採択に関する勉強会
市選管	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	3	0	0	0	0	
人事	委員長	1	7	0	0	7	公平審査関連業務
	委員	2	3	0	0	3	公平審査関連業務
名古屋市 (H23. 4. 1)							
教育	委員長	1	7	0	0	7	議会関係業務 引継業務等
	委員	4	0.2	0	0	0.2	引継業務等
市選管	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	3	0	0	0	0	
人事	委員長	1	9	0	0	9	試験採点 打ち合わせ
	委員	2	7	0	0	7	試験採点 打ち合わせ
監査	識見	1	3	0	0	3	事前説明
	議選	2	0.5	0	0	0.5	事前説明

	人数	(3) 委員会(定例会・臨時会) や、委員会以外の会議、視 察等の公式行事以外の活動	(4) (1)(2)(3)以外の活動		(3)(4) 合計 (1人当たり)	主な活動内容	
			計 (1人当たり)	計 (1人当たり)			報酬を支給 した回数
大阪市 (H23. 4. 1)							
教育	委員長	1	5	0	0	5	教科書採択にかかる教科書用図書の研究
	委員	4	5.2	0	0	5.2	教科書採択にかかる教科書用図書の研究
市選管	委員長	1	3	0	0	3	委員会審議にあたっての事前協議
	委員	3	0	0	0	0	
人事	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	2	0	0	0	0	
監査	識見	1	1	0	0	1	住民監査請求に係る協議
	議選	2	0	0	0	0	
堺市 (H23. 7. 1) ※H23.7月～H24.3月の実績を基に、1年分を推計して掲載。							
教育	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	4	0	0	0	0	
市選管	委員長	1	0	0	0	0	
	委員	3	0	0	0	0	
人事	委員長	1	1.3	0	0	1.3	解除予告免除説明と決裁
	委員	2	9.3	0	0	9.3	審査請求の審理に関する事務局との打ち合わせ

3 監査委員または農業委員会を月額とした政令市の改正状況

都市名	行政委員会等	監査委員		農業委員会			
	役職	識見非常勤	議員選出	会長	職務代理者	部会長	委員
札幌市 (H23. 1. 1)	改正前 (月額)	301,000	70,000	96,000	67,000	—	47,000
	改正後 (日額)	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	—	改正なし
相模原市 (H23. 4. 1)	改正前 (月額)	155,000	64,500	86,000	56,500	—	47,500
	改正後 (月額)	147,200	61,200	81,700	53,600	—	45,100
	改正率	94.9%	94.8%	95.0%	94.8%	—	94.9%
新潟市 (H24. 4. 1)	改正前 (月額)	79,000	47,000	107,500	64,500	58,000	43,000
	改正後 (併用)	日額・月額併用化	日額・月額併用化	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし
浜松市 (H22. 4. 1)	改正前 (月額)	79,000	47,000	75,000	52,000	52,000	43,000
	改正後 (月額)	76,000 (公認会計士 238,000)	45,000	72,000	49,000	49,000	41,000
	改正率	96.2%	95.7%	96.0%	94.2%	94.2%	95.3%
名古屋市 (H23. 4. 1)	改正前 (月額)	366,650	72,910	45,000	40,500	40,500	36,000
	改正後 (日額)	日額化	日額化	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし
堺市 (H23. 7. 1)	改正前 (月額)	198,000	66,000	58,000	51,000	51,000	41,000
	改正後 (日額)	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし

- ・月額を維持することとなった行政委員の報酬額を改正した政令市 2市（相模原市・浜松市）
- ・相模原市については、過去5年間の常勤職員の給与の減額率の累積に伴う改正。

(再掲) 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表

※順位について

数字:月額報酬制の順位

○囲み数字:日額報酬制の順位

(H24. 4. 1現在)

	教育委員会					市選挙管理委員会					区選挙管理委員会					人事委員会					監査委員					農業委員会																
	月額報酬制 14市					月額報酬制 13市					月額報酬制 13市					月額報酬制 14市					月額報酬制 17市					月額報酬制 19市																
	委員長		委員			委員長		委員			委員長		委員			委員長		委員			非常勤		議員選出			会長		副会長		部会長		委員										
	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)									
千葉市	月額	11	201,000	月額	11	169,000	月額	10	125,000	月額	10	94,000	月額	12	63,000	月額	11	48,000	月額	9	258,000	月額	9	224,000	月額	9	258,000	月額	12	67,000	月額	13	67,000	月額	7	60,000	月額	6	60,000	月額	6	53,000
札幌市	月額	7	301,000	月額	8	251,000	日額	②	32,500	日額	④	23,500	日額	⑥	17,500	日額	⑥	15,000	月額	7	301,000	月額	8	251,000	月額	7	301,000	月額	9	70,000	月額	3	96,000	月額	2	67,000		月額	8	47,000		
仙台市	月額	9	243,000	月額	9	203,000	月額	7	243,000	月額	7	203,000	月額	7	121,000	月額	7	101,000	月額	10	243,000	月額	10	203,000	月額	8	298,000	月額	5	81,000	月額	7	78,000	月額	1	71,000	月額	1	71,000	月額	1	63,000
さいたま市	月額	10	240,000	月額	10	200,000	月額	9	132,000	月額	9	99,000	月額	9	69,000	月額	9	58,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	11	240,000	月額	4	85,000	月額	10	72,000	月額	5	61,300	月額	5	61,300	月額	5	53,600
川崎市	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	4	267,000	月額	6	210,000	月額	4	135,000	月額	6	106,000	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	3	336,000	月額	12	67,000	月額	19	42,000					月額	19	31,000		
横浜市	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	1	332,000	月額	1	275,000	月額	1	165,000	月額	1	135,000	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	2	355,000	月額	2	92,000	月額	17	45,000	月額	15	43,000 (職務代理者)			月額	18	34,000	
相模原市	日額	②	32,000	日額	②	27,500	日額	⑤	27,000	日額	⑤	23,200	日額	⑤	18,900	日額	⑤	16,200	日額	②	32,000	日額	②	27,500	月額	15	147,200	月額	15	61,200	月額	6	81,700	月額	12	53,600 (職務代理者)			月額	11	45,100	
新潟市	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額41,000 日額24,000	月額 日額併用		月額40,000 日額25,000	月額 日額併用		月額30,000 日額20,000	月額 日額併用		月額20,000 日額20,000	月額 日額併用		月額15,000 日額15,000	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額41,000 日額24,000	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額16,000 日額12,000	月額	1	107,500	月額	4	64,500	月額	8	58,000	月額	12	43,000
静岡市	月額	12	170,000	月額	12	140,000	月額	11	99,000	月額	11	75,000	月額	10	65,000	月額	10	50,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	13	200,000	月額	11	69,000	月額	2	96,500	月額	11	55,000			月額	15	40,000	
浜松市	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑥	21,000	日額	②	27,000	日額	②	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	月額	12	76,000 公認会計士 238,000	月額	17	45,000	月額	10	72,000	月額	14	49,000	月額	11	49,000	月額	13	41,000
名古屋市	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	④	29,500	日額	②	27,000	日額	④	21,000	日額	④	18,200	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	②	29,500	日額	①	27,000	月額	17	45,000	月額	16	40,500	月額	13	40,500	月額	17	36,000
京都市	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	3	300,000	月額	2	270,000	月額	7	121,000	月額	5	107,000	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	5	335,000	月額	9	70,000	月額	9	74,000	月額	3	65,000 (職務代理者)	月額	3	65,000	月額	2	55,000
大阪市	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	35,100	日額	①	29,300	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	42,100	日額	②	11,700	日額	総会 42,100 総会以外 4,200	日額	総会 38,600 総会以外 3,900			日額	総会 35,100 総会以外 3,500				
堺市	日額	②	32,000	日額	③	27,000	日額	③	32,000	日額	②	27,000	日額	③	24,000	日額	③	20,000	日額	②	32,000	日額	③	27,000	月額	14	198,000	月額	14	66,000	月額	15	58,000	月額	13	51,000	月額	10	51,000	月額	13	41,000
神戸市	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	2	320,000	月額	2	270,000	月額	5	133,000	月額	2	116,000	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	6	320,000	月額	6	80,000	月額	16	51,000			月額	12	45,000	月額	15	40,000	
岡山市	月額	14	140,700	月額	13	105,800	月額	12	90,200	月額	13	56,700	月額	11	63,100	月額	13	39,700	月額	14	140,700	月額	14	105,800	月額	16	140,700	月額	16	46,800	月額	14	61,900	月額	7	60,000			月額	9	46,800	
広島市	月額	8	300,000	月額	7	255,000	月額	8	235,000	月額	8	180,000	月額	6	125,000	月額	8	95,000	月額	8	300,000	月額	7	255,000	月額	10	255,000	月額	7	73,000	月額	12	68,000	月額	10	56,000	月額	9	56,000	月額	7	48,000
北九州市	月額	5	336,000	月額	5	298,000	月額	6	252,000	月額	5	212,000	月額	2	138,000	月額	4	114,000	月額	5	336,000	月額	5	298,000	月額	3	336,000	月額	1	102,000	月額	8	76,000	月額	5	64,000	月額	4	64,000	月額	4	54,000
福岡市	月額	4	350,000	月額	4	300,000	月額	5	255,000	月額	4	215,000	月額	3	137,000	月額	2	116,000	月額	4	350,000	月額	4	300,000	月額	1	500,000	月額	3	90,000	月額	5	82,000			月額	1	71,000	月額	10	46,000	
熊本市	月額	13	144,000	月額	14	88,000	月額	13	90,000	月額	12	59,000	月額	13	60,000	月額	12	40,000	月額	13	165,000	月額	13	139,000	月額	17	137,000	月額	8	71,000	月額	4	90,000	月額	9	59,000	月額	7	59,000	月額	2	55,000

(案)

答 申 書

千葉市特別職報酬等審議会

(案)

本審議会は、平成24年6月29日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第2条の規定に基づき、行政委員の報酬制度及び報酬額のあり方について諮問を受けた。

本審議会では、裁判の判決状況や他都市の見直し状況などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 報酬のあり方を検討する必要性

行政委員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じて支給することとされているが(地方自治法第203条の2第2項)、最高裁判決において、月額報酬は違法、無効ではないとされたものの、一方で委員の報酬制度及び報酬額は、地方自治法の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなっていることが望まれるとした補足意見が付されており、また他都市においても月額報酬制の見直しが進んでいる状況である。

本市における行政委員の報酬は「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき月額報酬制を採用しているところであるが、以上のような状況を踏まえ、報酬制度及び報酬額について検討する必要があると判断した。

2 報酬のあり方

(1) 報酬制度

教育委員、市・区選挙管理委員及び人事委員は、日額が適当である。監査委員及び農業委員は月額を維持することが適当である。

(2) 報酬額

〇〇〇〇

(3) 日額報酬の支給対象とする業務

日額報酬の支給対象とする業務については、定例会、定例会以外の会議、視察等の行政委員としての公式行事に限り、定例会などに伴う事前説明・協議などの公式行事以外の活動については、支給対象外とすることが適当である。

3 審議経過

本審議会では、各行政委員の職務権限の性質、内容、職責の程度、委員として必要な経験や資質等について各行政委員会事務局に説明を求め、状況等の把握をしたうえで審議を行った。

農業委員については、年間を通して日常的な活動が中心となっており、公式行事以外の作業量が他の委員会に比して相当程度多いため、業務量の評価が極めて困難になってしまうなどの理由から現行どおり月額が

(案)

適当であるとの結論に至った。

監査委員については、専門的知識を用いて決定を下すゆえに中立性の観点から日額が適当であるなどの意見や、月額・日額併用制などを支持する意見があったものの、業務が広範なうえ高度な専門性が要求され、また、公式行事の日数や時間数では図り得ない活動が多く、特に資料の読込や監査結果の検討など質・量とも相当程度あるなどの理由から現行どおり月額が適当であるとの結論に至った。

市・区の選挙管理委員、教育委員及び人事委員については、職務権限に伴う職責が大きく、事務局などの行政側と連携して継続的に業務を行うためには月額が適当であるなどの意見や月額・日額併用制を支持する意見もあったが、地方自治法の規定は日額を原則としていることを鑑みれば委員に対する職責の重さや法的制限を考慮しても月額を維持するまでの特別の事情があるとまでは言えず、日額が適当であるとの結論に至った。

次に、日額報酬の支給対象とする業務について委員会などの定例会や定例会以外の会議、視察等の公式行事と公式行事以外のその他の活動に分けて議論したところ、公式行事を支給対象とすることについては異論がなかったが、その他の活動のうち定例会の事前説明・協議などについては、公式行事に付随する活動であり支給対象としないという意見と会議などの公式行事だけでは職務として成立せず、その他の活動についても支給対象とすべきという両方の意見があった。〇〇〇〇

最後に、報酬額について〇〇〇〇との結論に至った。

(案)

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	芳 網	敏 雄
副会長	奥 本	佳 伸
委 員	片 岡	知 彦
委 員	齋 藤	政 洋
委 員	坂 戸	誠 一
委 員	清 水	佐 和
委 員	高 山	恒 徳
委 員	中曾根	玲 子
委 員	原 田	雅 男
委 員	細 谷	久美子